

施策の柱	施策の内容
① 知る・調べる	保全・再生・活用すべき場所の抽出 ➡ 生物多様性の調査結果などから、保全すべき場所などを抽出します。
② 学ぶ・受け継ぐ	次世代を担う子ども達の育成 ➡ 様々な機会や色々な場所で、生物多様性の取組を受け継ぐ次世代の子ども達を育成します。
③ 守る	生物多様性を保全する仕組みづくり ➡ 生物多様性を保全する仕組みとして、(仮称)生物多様性保全条例の制定やあきる野市版レッドリストの作成、カントリーコードの設定を進めます。
④ 創る	恵み豊かな緑と水の創出 ➡ 自然環境の象徴である緑と水における生物多様性をさらに向上させるため、森づくりや東京都と連携した河川環境の向上の取組を進めます。
⑤ 活かす	生物多様性を活かした観光振興 ➡ 豊かな生物多様性を見所として観光振興などに活かすとともに、秋川流域ジオパーク構想などの取組を進めます。また、観光拠点化に向け、武蔵五日市駅前市有地や旧戸倉小学校施設の活用を進めます。
⑥ つながる	推進主体などによる協働体制の構築 ➡ (仮称)あきる野生きもの会議を設置します。 協働の機会の創出 ➡ 生物多様性の取組に様々な方が参加いただけるよう、参加につながるような仕組みづくりや取組を進めます。

生物多様性の取組を着実に推進するため、地域の皆さんとの連携により、平成 27 年度中を目処に、各地域における本戦略の実施計画を策定します。

“あきる野市ならではの”のポイントとなる5つの取組

- (1) (仮称) **生物多様性保全条例の制定**
生物多様性の保全に関する基準などを定めます。
- (2) **あきる野市版レッドリストの作成**
保全すべき種を定めます。
- (3) **カントリーコードの設定**
生物多様性を観光などに利用する場合の負荷低減に向けたルールをつくります。
- (4) (仮称) **あきる野生きもの会議の設置**
生物多様性に関する意見交換や課題の対応に向け、市民、事業者、有識者、市による新たな組織を設置します。
- (5) **実施計画の策定**
地域の皆さんと一緒に、各地域で実施する生物多様性の取組に関する計画を定めます。

～市民や事業者の皆様へのお願い～

生物多様性の取組は、非常に幅広いものであり、市民や事業者の皆様のご理解とご協力により、着実に推進が図られるものです。このため、日常生活や事業活動において、次のような取組をお願いいたします。

- (1) 私たちの暮らしを支えている生物多様性の恵みについて考えてみましょう。
- (2) 日常生活や事業活動において、省エネなどにより、生物多様性への負荷の低減に努めましょう。
- (3) 地域で産出される農畜産物や地元産材による地産地消により、生物多様性の恵みを活用しましょう。
- (4) 身の回りにある緑の適正管理などにより、緑を大切にしましょう。
- (5) 郷土の恵みの森づくり事業など、身近なところから、生物多様性の保全や活用の取組に参加してみましょう。

※生物多様性あきる野戦略は、あきる野市図書館やあきる野市ウェブサイトなどでご覧いただけます。

あきる野市ウェブサイト <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

発行：あきる野市 〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地 電話 042-558-1111 (代表)

編集：あきる野市 環境経済部 環境政策課 環境政策係

生物多様性あきる野戦略

～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～



生物多様性あきる野戦略とは

あきる野市は、豊かな自然環境の中で、色々な生きものが息づいているまちです。こうした環境や生きもの達（生物多様性）がもたらす恵みは、私たち人間が生きていく上で必要不可欠なものとなります。生物多様性あきる野戦略は、あきる野の豊かな生物多様性を未来の子ども達に贈り届けられるよう、生物多様性の保全と活用の方向性を示すものです。

1

生物多様性とは

鳥やけもの、虫、魚、草、木などのたくさんの生きものが、奥山や里山、川、まちなかの緑地など、それぞれの生息・生育に適した場所に存在し、「食う・食われる」の関係などでつながりながら暮らしていることです。

○生態系の多様性
気候や地形・地質などに応じた生態系が形づくられていることをいいます。

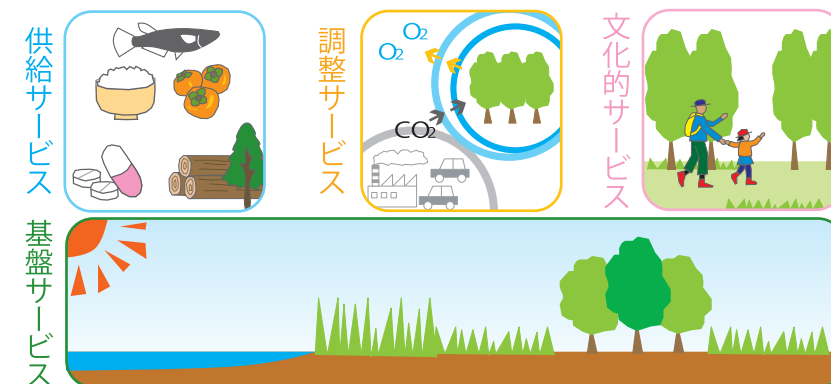
○種の多様性
色々な生きものが、生息・生育していることをいいます。

○遺伝子の多様性
同じ種でも個体や個体群、地域によって、色や形、行動などの違いがあることをいいます。

2

生物多様性と私たちの暮らし

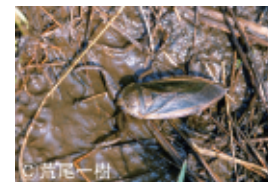
生物多様性が維持されることによってもたらされる食料や水、気候の調整、水質の浄化、レクリエーションの場の提供などの恩恵のことを「生物多様性の恵み」（生態系サービス）といいます。



3

生物多様性の危機

第1の危機
開発や乱獲による生息・生育地の減少、種の減少・絶滅のことをいいます。



東京都本土で絶滅した生きもの（タガメ）

第2の危機
里山などの手入れ不足による自然の質の低下のことをいいます。



藪になった雑木林

第3の危機
外来種や化学物質などの持ち込みによる生態系のかく乱のことをいいます。



特定外来生物（アライグマ）

第4の危機
地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊など、地球環境の変化のことをいいます。

生物多様性の保全と活用のための戦略が必要です

本市が目指す望ましい姿

生物多様性の保全や活用の取組は、日常生活や事業活動など、様々な場面で関わってくるものであるため、取組の目標として、みんなで共有できる「望ましい姿」を設定しました。また、生物多様性の状況は、市内各地域で異なることから、生物多様性の取組を進めるための地域を設定するとともに、地域ごとの望ましい姿を設定しました。

「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、
みんなで守り育て伝えていくまち」



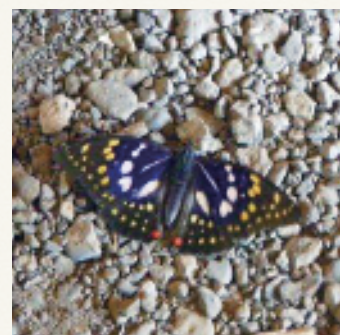
カモシカ



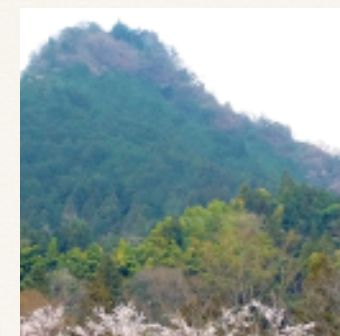
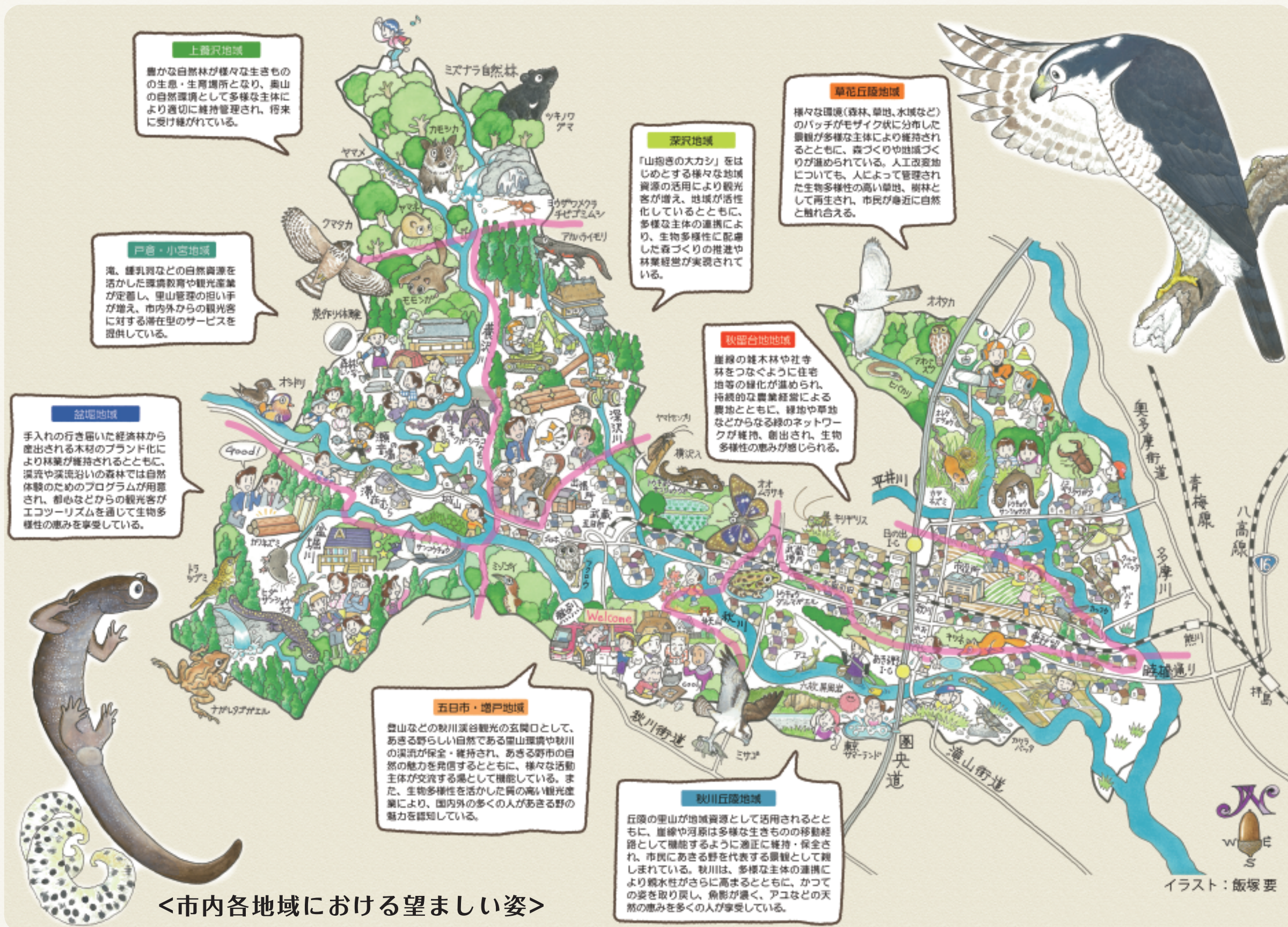
クマタカ



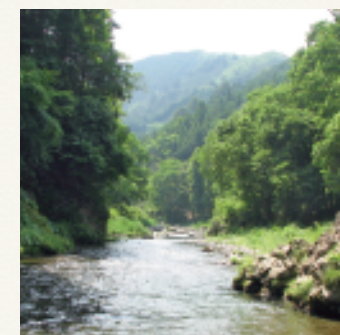
トウキョウサンショウウオ



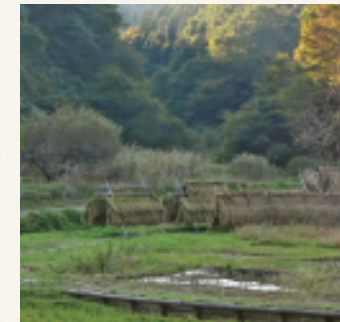
オオムラサキ



城山



秋川上流



横沢入



秋留台地

※推進主体間における望ましい姿の共有化をさらに図るため、望ましい姿をイラスト化しました。
このイラストは、生物多様性と生物多様性の恵みを直接的に利用する産業（第一次産業や観光産業など）の状況を表したものとしています。
将来予測される人口の増減や産業構造の変化、再生可能エネルギーの利用状況などは、現状が維持されていると仮定しています。